

呉市水道局変動型最低制限価格制度事務取扱要領

財務課

（趣旨）

第1条 この要領は、呉市水道局が発注する建設工事の入札について、呉市水道局契約規程（昭和39年呉市水道局規程第12号）第20条第2項の規定に基づき定める最低制限価格の予測困難性を高めることにより、極端に低廉な価格による受注を防止し、もって公共工事の品質の確保を図ることを目的として実施する変動型最低制限価格制度の事務取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（適用対象）

第2条 この要領は、原則として、予定価格を事前に公表する入札のうち建設工事に係る入札（以下「対象入札」という。）に適用する。

（最低制限価格の設定方法等）

第3条 最低制限価格の設定に係る設定権者は、対象入札ごとに当該予定価格の100分の75から100分の85までの範囲内で5種類の最低制限価格を設定し、これらの価格を記載した書面（以下「最低制限価格調書」という。）をそれぞれ封書にし、開札の際これらを開札場所に備えなければならない。

2 最低制限価格の設定に係る設定権者は、特別の理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、別途最低制限価格を定めることができるものとする。

（最低制限価格の決定方法等）

第4条 対象入札の執行に係る職員（以下「入札執行官」という。）は、開札後、直ちに5種類の最低制限価格調書についてくじ引きを行うことにより、前条の封書のうち開封すべき封書を決定し、当該決定した封書を開封して最低制限価格を決定するものとする。この場合において、当該くじを引く者は、原則として当該対象入札の最低価格入札者とし、入札執行官は、当該くじを引いた者に対し、その者の氏名等を最低制限価格調書に署名させるものとする。

（落札者の決定等）

第5条 入札執行官は、落札決定又は落札保留の宣言をするに先立って、前条の規定により決定された最低制限価格（以下「決定最低制限価格」という。）を読み上げるものとする。

2 決定最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、当該失格者以外の入札者のうち最低価格入札者を、当該対象入札の落札者とする。

（決定最低制限価格の公表）

第6条 財務課長は、対象入札について、当該入札結果の公表と併せて当該決定最

低制限価格を公表するものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか，この要領の実施について必要な事項は，別に定める。

付 則

この要領は，平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要領は，平成21年4月9日から実施する。